

災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県

株式会社カワチ薬品

災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（1） 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（2） 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき

2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

（1） 食料品、日用品、衣料品、医薬品

（2） その他甲が指定する物資で乙が提供できるもの

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（情報提供）

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が第4条の規定により供給した物資の対価及び第5条の規定による物資の運搬に要した費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、乙から第4条第2項の実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

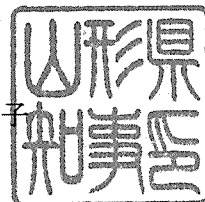
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 栃木県小山市大字卒島1293

株式会社カワチ薬品

代表取締役社長 河内伸

